

(別記様式第1号)

計画作成年度	平成30年度
事業主体	広島県庄原市

庄原市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 広島県 庄原市 企画振興部 商工林業課
所在地 広島県庄原市中本町一丁目10-1
電話番号 0824-73-1124
FAX番号 0824-72-3322
メールアドレス ringyo@city.shobara.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、サル、サギ類、カワウ、シカ、ツキノワグマ、アライグマ、ヌートリア、その他獣類
計画期間	平成30年度～平成32年度
対象地域	広島県庄原市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成28年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	47.90ha 11,566千円
	豆類	0.35ha 10千円
	果樹	0.32ha 251千円
	飼料作物	3.59ha 856千円
	野菜	0.60ha 174千円
	イモ類	0.32ha 137千円
	その他	0.00ha 0千円
カラス	水稲	0.90ha 177千円
	果樹	0.00ha 0千円
	野菜	0.17ha 2,011千円
サル	水稲	0.00ha 0千円
	果樹	0.00ha 0千円
	野菜	0.03ha 43千円
サギ類 カワウ	水稲	0.00ha 0千円
	野菜	0.01ha 33千円
	アユ	- 千円
	ヤマメ	- 千円
	ウナギ	- 千円
シカ	水稲	0.00ha 0千円
	野菜	0.02ha 10千円
ツキノワグマ	果樹	0.85ha 858千円
アライグマ	-	- ha - 千円
ヌートリア	水稲	0.00ha 0千円
	野菜	0.02ha 5千円
その他獣類	野菜	0.00ha 0千円

(2) 被害の傾向

■イノシシ

年間を通して出没し、水稲、野菜類などの農作物の食害や掘り起しによる被害に加え農地や農業用施設の掘り起こしによる被害が市内全域で増加している。さらには、宅地周辺へも出没している。市内全域に生息していると推測される。

■カラス

市内の随所に群生しており、野菜や果樹など、夏から秋にかけて収穫期に被害を受けている。また、水稲の幼苗期の踏み込み被害も増加している。

■サル

主に野菜・果樹など収穫前の農作物の被害が増えている。特に西城・東城地域において被害が増加している。人家付近まで出没することもあり、状況により人的被害も懸念される。

また、ハナレザルが市内全域で目撃されるようになり、生息地域は拡大していると推測される。

■サギ類・カワウ

アユ、ヤマメなどの稚魚を放流しているが、カワウ・サギが飛来し放流魚を餌としており、周年で被害が増加傾向にある。また、灰塚、七塚等の保護区にある湖沼に営巣、コロニーを形成しており、フンによる樹木の枯死など環境にも被害が発生している。

また、水稲の幼苗期の踏み込み被害も増加している。

■シカ

市南部を中心に被害が発生していたが、近年では、生息範囲が拡大している。

■ヌートリア・アライグマ・その他獣類

年間を通じて市内全域に出没し、水稲、野菜類に被害を与えている。

アライグマとの断定はできていないが民家への侵入等の生活環境被害も発生している。

■ツキノワグマ

年間を通じて市内各所で目撃情報があることから生息地域は広範囲に及ぶと考えられる。

秋から初冬（冬眠前）にかけて市北部を中心に柿などへの被害が発生している。

また、通学路や民家周辺において目撃されるなど、里山での出没が懸念される。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成28年度）		目標値（平成32年度）	
イノシシ	53.08ha	12,994千円	47.77ha	11,695千円
カラス	1.07ha	2,188千円	0.96ha	1,969千円
サル	0.03ha	43千円	0.03ha	39千円
サギ類・カワウ	0.01ha	33千円	0.01ha	30千円
シカ	0.02ha	10千円	0.02ha	9千円
ツキノワグマ	0.85ha	858千円	0.77ha	772千円
アライグマ	- ha	- 千円	- ha	- 千円
ヌートリア	0.02ha	5千円	0.02ha	4千円
その他獣類	0.00ha	0千円	- ha	- 千円

(4) 従来講じてきた被害防止計画

	従来講じてきた被害防止対策	課題
<p>捕獲等に関する取組</p>	<p>市内の7本支所において各猟友会と委託契約を締結し、有害鳥獣捕獲班を編成して有害鳥獣の捕獲による個体数調整を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イノシシ、シカ くくりわな、箱ワナ等による捕獲と、銃器を使用した捕獲を実施。 ・サル 追い払いと併せて、銃器による加害個体の捕獲を実施。 ・ツキノワグマ 被害発生防除対策を講じたうえでやむを得ない場合に捕獲対策等を実施。 ・ヌートリア、アライグマ、その他獣類 箱ワナによる捕獲を実施。 ・カラス、カワウ、サギ類 追い払いと併せて、銃器による捕獲を実施。 <p>また、狩猟期間外において、農作物被害を受けている農家又は集落内の狩猟免許（わな猟）の所有者の申請により、捕獲の許可を与えている。捕獲されたイノシシ・シカに対して捕獲奨励金を支払っている。</p> <p>農家や集落で設置する箱ワナ・捕獲柵に対して購入費の補助を実施している。</p>	<p>猟友会会員の高齢化による捕獲班員の減少が懸念され、捕獲の担い手の育成が必要である。</p> <p>鳥獣は、市町の境界を越えて被害を及ぼしているため、周辺市町と連携した捕獲の実施が課題となっている。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<p>農作物被害の防止を目的に防護柵を設置する個人及び集落に対して購入費の補助を実施している。</p> <p>また、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業を活用し集落ぐるみで防護柵を設置する場合に資材を無償貸与している。</p>	<p>各個人及び集落の個別対策であるため、根本的な解決にはならず、集落間など広域的な対応が必要である。</p> <p>また、電気柵の場合、電線下の除草作業等の維持管理が農家にとって負担となっており、管理不足から獣類の被害を受ける場合がある。</p> <p>農地の保全を対象とした防護柵の整備が進んだことにより、民家周辺への</p>

		<p>鳥獣の出没が多くなり、生活環境被害が増加している。</p> <p>国の事業を活用するためには、費用対効果が『1.0以上』でないと実施できないため、事前対策が出来ない。</p>
--	--	--

(5) 今後の取組方針

<p>① 鳥獣被害防止知識の普及</p> <p>地域住民の意識改革による被害防止体制の確立を目指し、獣害防止の講習会を開催し、地域全体の意識統一を図り、防護柵とあわせた被害防止の啓発と対策等の知識普及を推進する。</p> <p>② 防護施設設置の推進</p> <p>個人等に対応していた防護柵について、近隣集落を含めて広域的な取り組みを行い、効果的な被害防止を図る。</p> <p>また、防護柵の管理不足による被害が生じているため、維持管理を徹底するよう指導を行う。</p> <p>③ 捕獲活動の推進</p> <p>捕獲業務を委託している市内各猟友会の捕獲班員の高齢化を考慮し、狩猟免許取得経費の補助を行い新たな捕獲班員の確保を図るとともに、狩猟免許所持者の負担軽減のために猟銃所持許可等の更新料等の補助を行い、狩猟免許所持者の確保・育成を図る。</p> <p>④ 生息環境の管理対策</p> <p>里山整備を推進し、野生鳥獣の生息環境となる森林等を整備し、人間と鳥獣の棲み分けを行う。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

<ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲班 <p>これまでの実績と経験を考慮しまた、被害発生場所の地形等に詳しい地元有害鳥獣捕獲班（市が捕獲業務を委託）を中心に捕獲体制を整え発生場所の確認や状況調査により適確な対応を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策実施隊 <p>捕獲班の中でも豊富な経験を有する有資格者により組織し、市が指示する集中捕獲を実施し有害鳥獣の捕獲を行う。</p> <p>近年、捕獲班員の高齢化が進んでいるため、狩猟免許取得経費や猟銃所持許可更新手数料等への補助を行い、捕獲班員の負担軽減や人材の確保・育成を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛捕獲の許可 <p>狩猟免許を所持する農家や農家から依頼を受けた狩猟免許所持者へ狩猟期を除く期間に捕獲許可を出し、加害対象の鳥獣を捕獲する。</p>
--

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
30年度	イノシシ、カラス、サギ類、カワウ、サル、シカ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣被害対策実施隊等による捕獲を実施 ・ 効果的な防除を行うために、鳥獣の生態の学習や防除、捕獲技術を向上させる講習会等を開催し、技術指導者の育成 ・ 狩猟免許取得・更新費用への補助金の活用による人材確保 ・ 箱わなの整備
	ツキノワグマ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広島県特定鳥獣保護管理計画に基づき、やむを得ない場合には有害捕獲を行う。
	アライグマ、ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講習会の開催による人材の確保 ・ 箱わなの整備
31年度	同上	同上
32年度	同上	同上

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>広島県特定鳥獣保護管理計画などを踏まえ、適正な捕獲を実施していく。</p> <p>■イノシシ 捕獲頭数は激増しているが、出没数も増加の一途をたどっており、農地周辺に出没する個体を中心に捕獲を行い、着実な被害の軽減を図る。あわせて、バッファゾーン整備による集落の周辺環境整備を行う。</p> <p>■カラス 農家からの捕獲要請も年々増加傾向にあり、今後も継続して捕獲に取り組む。</p> <p>■サル サルによる被害は、一部地域に限られているが、出没時の緊急性、被害の状況に対応するため、捕獲体制を維持し、捕獲を実施する。</p> <p>■サギ類・カワウ 被害が増加傾向にあり、継続して捕獲を実施する。</p> <p>■シカ 被害状況に応じて有害鳥獣捕獲を実施する。</p> <p>■ツキノワグマ 広島県特定鳥獣保護管理計画に基づき、やむを得ない場合には有害捕獲を行うが、特に人身被害が発生しないよう努める。</p> <p>■アライグマ・ヌートリア 外来生物法により「特定外来生物」に指定されており、完全排除を図るため、捕獲対策の強化を図る。</p>

※平成28年度実績 イノシシ:1,461頭、カラス:11羽、サル:45頭、サギ類:202羽、カワウ:86羽、シカ:15頭、ヌートリア:17頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	30年度	31年度	32年度
イノシシ	1,600	1,600	1,600
カラス	750	750	750
サル	80	80	80
サギ類	950	950	950
カワウ	300	300	300
ヌートリア	150	150	150
シカ	60	60	60
アライグマ	40	40	40

捕獲等の取組内容
<p>有害鳥獣捕獲班（猟友会）の全面的な協力の下、市内全域において、わな（捕獲柵を含む）及び銃器による捕獲活動を実施する。</p> <p>※銃器については、半矢等を防ぐため対象個体に応じてライフル銃を使用する。</p> <p>なお、実施時期については、原則として狩猟対象鳥獣については、4月から10月及び3月とするが、特にイノシシの出没が激しい夏期及び秋期は、重点的に捕獲対策を推進するとともに、サル、ヌートリア及びアライグマについては、年間を通じて捕獲活動を実施する。</p>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>半矢等を防ぐため対象個体に応じて使用する必要性があり、各年度の集中捕獲実施計画に基づき実施する。</p>

（４）許可権限移譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	なし（既に権限移譲済）

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

（１）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	30年度	31年度	32年度
イノシシ・シカ	フェンス 10km	フェンス 10km	フェンス 10km

(2) その他被害防止に関する取組

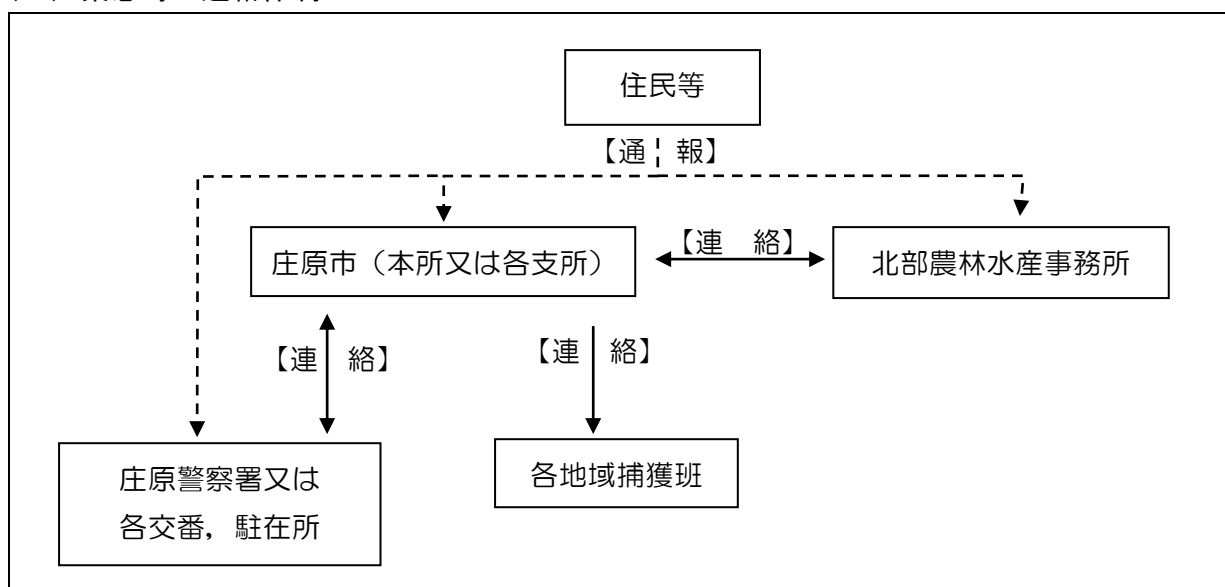
年度	対象鳥獣	取組内容
30年度 ～ 32年度	イノシシ、カラス、サル、サギ類、カワウ、シカ、ツキノワグマ、アライグマ、ヌートリア、その他獣類	<ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣被害対策実施隊（市職員）による防護柵の設置や管理に対する指導 ・集落ぐるみの取組（集落の農地全体を囲う侵入防止柵の設置）に向けた地元調整・推進活動の実施 ・緩衝帯の整備、里山の整備 ・集落・農地の生ゴミ・収穫残渣、放任果樹の除去及び追払い方法等の普及啓発

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関の名称	役割
庄原市	事務局を担当し、各機関と連絡調整を行う。主に施策立案・出没被害に関する情報収集及び有害鳥獣捕獲班との連絡調整を行う。
庄原警察署	住民の生命、身体安全確保、パトロール
庄原市有害鳥獣捕獲班 (旧7市町単位)	有害鳥獣の捕獲及び追払いの実施
広島県北部農林水産事務所	捕獲許可捕獲に関する助言、指導

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣については、焼却または埋設処分する。イノシシについては、捕獲者の処理負担の軽減を図るため、有害鳥獣処理施設へ搬入し処分することも可能とする。

外来生物法に基づく防除従事者の捕獲したアライグマ、ヌートリアは、安楽死処分したのち焼却または埋設処分する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣の一部を食品等として利用するため、平成29年度に有害鳥獣処理施設を整備し、庄原市有害鳥獣処理事業運営協議会により運営を行う。有害鳥獣処理施設を整備したことにより、鳥獣の処理方法が確立し、捕獲活動が推進される。

- ・年間処理計画頭数

平成30年度：390頭、平成31年度：375頭、平成32年度：369頭

- ・流通・販売方式

市内の飲食店・道の駅等で食肉の販売を行う。またペットフードの原材料としての販売も行う。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	庄原市有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
庄原市企画振興部商工林業課	協議会に関する連絡調整及び有害鳥獣関連の情報提供
庄原市猟友会（旧7市町単位）	捕獲の実施（銃猟・わな猟）
庄原市有害鳥獣捕獲班 （旧7市町単位）	捕獲の実施（銃猟・わな猟）
広島県鳥獣保護管理員	野生鳥獣の生態系の情報提供や個体数調整の指導等
庄原農業協同組合	防除対策の指導及び協力
比婆庄原地区森林組合連合会	山林での鳥獣の被害状況等の把握や被害防止対策の指導等
甲奴郡森林組合	山林での鳥獣の被害状況等の把握や被害防止対策の指導等
西城川漁業協同組合	水産漁業の被害状況把握や被害防止対策の指導等
東城川漁業協同組合	水産漁業の被害状況把握や被害防止対策の指導等
帝釈峡漁業協同組合	水産漁業の被害状況把握や被害防止対策の指導等
神野瀬川漁業協同組合	水産漁業の被害状況把握や被害防止対策の指導等
田総川漁業協同組合	水産漁業の被害状況把握や被害防止対策の指導等
広島県農業共済組合	農作物の被害状況把握や被害防止対策の指導等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
広島県北部農林水産事務所	有害鳥獣関連及び被害防止技術の情報提供等
広島県北部農業技術指導所	栽培技術や被害防止対策の指導等
広島県農林水産局水産課	カワウに関する被害防止技術の情報提供等
庄原警察	人身被害等の連絡体制の構築等
広島県三次市	情報提供
広島県府中市	情報提供
広島県神石高原町	情報提供
岡山県新見市	情報提供
島根県奥出雲町	情報提供
島根県雲南町	情報提供
島根県飯南町	情報提供
鳥取県日南町	情報提供

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

狩猟免許取得者で組織する有害鳥獣捕獲班員の中から推薦された者及び市職員による庄原市鳥獣被害対策実施隊を組織し、捕獲、防護柵、緩衝帯の整備等の普及啓発を行い、農作物への被害防止について取り組む。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

市内における農林水産物の被害は、鳥獣の生息する区域で被害が多発しており、生息する区域によっては広範囲で被害対策を講じなければならない。集落、地域住民が一体となった取り組みを展開し、被害防止を図っていかなければならない。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

着実な被害軽減のためには、防除・捕獲・地域の環境整備の3本柱を基本とした対策が重要であり、獣害を一人ひとりの問題として捉え、集落をあげて取り組めるよう推進していくことが重要である。

また、特定外来生物による、生態系や産業などに深刻な影響や被害を及ぼしていることを踏まえ、新たな特定外来生物の増加を防ぐためにもペットとして動物を扱う際は、飼育する動物の生態的特徴等を十分認識したうえで、最後まで責任を持って飼育するよう普及啓発する。